

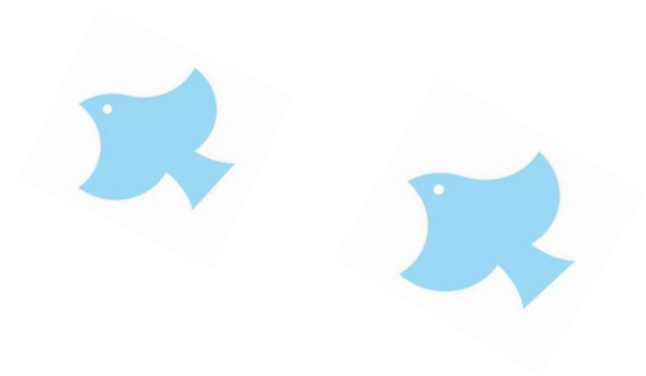
# 不妊に悩む方への特定治療支援事業申請案内

## 特定不妊治療とは？

不妊治療のうち、「体外受精」と「顕微授精」を特定不妊治療といいます。

## 不妊に悩む方への特定治療支援事業とは？

- 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦に対して、特定不妊治療に要した費用の一部を助成する制度です。
- 助成を受けるにはいくつかの要件を満たす必要がありますので、この申請案内をよくお読みの上、ご申請ください。
- なお、全国的には所得制限がありますが、高槻市では独自に所得制限を撤廃しているため、所得に関係なく助成を受けることができます。



ご不明な点がございましたら、こちらまでお問合せください。

高槻市 子ども未来部 子ども保健課      TEL 072 - 648 - 3272

## 助成対象者 ～次の要件のすべてを満たす夫婦が助成の対象です～

- 1 申請日現在、夫婦が高槻市に住所を有すること。  
ただし、夫婦の前年（1月～5月までの申請については前々年）の所得の合計額が730万円未満の場合は、夫婦のいずれかが高槻市に住所を有していれば助成対象となります。
- 2 法律上の婚姻をしている夫婦であること。（治療開始日時点で婚姻をしている必要があります。）
- 3 指定医療機関で、特定不妊治療（体外受精または顕微授精）以外の治療法では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断され、その治療を受けた夫婦であること。  
（ただし、卵子採取以前に治療を中止した場合は助成対象となりません。）  
（指定医療機関の主治医の指示に基づき、男性不妊治療手術のみを指定医療機関以外で行った場合は、助成対象となります。）
- 4 都道府県、政令指定都市もしくは中核市が実施する特定不妊治療費の助成（国の制度に基づく助成）を規定の回数以上受けていないこと。
- 5 治療開始日時点の妻の年齢が43歳未満であること。  
※ただし、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日まで

## 助成の対象範囲

詳細は、「高槻市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（様式第2号）」裏面の「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」をご覧ください。

ただし、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療及び次の治療法は助成の対象となりません。

- ・夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- ・代理母（夫の精子を妻以外の子宮に医学的な方法で注入して、妊娠・出産してもらい、その子どもを当該夫婦の子どもとするもの）
- ・借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

## 助成内容

●助成額 ～指定医療機関で受けた特定不妊治療に要した医療保険適用外の費用の一部を助成します～

- ・治療ステージ A、B、D、E ⇒ 1回の治療につき上限15万円まで  
（初回の場合のみ上限30万円まで）
- ・治療ステージ C、F ⇒ 1回の治療につき上限7万5千円まで
- ・特定不妊治療（治療ステージCを除く）に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合 ⇒ 1回の治療につき上限15万円まで  
（初回の場合のみ上限30万円まで）※



※初回の場合の増額対象となる男性不妊治療は、平成31年4月1日以降に治療を開始したものに限りません。

初回として助成を受けた後、それよりも前に行っていた治療の助成を受けることはできません。

●助成回数

- ・初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の方 ⇒ 通算6回まで
- ・初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳以上の方 ⇒ 通算3回まで

※ただし、令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が41歳未満であるときは6回まで

## 指定医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
大阪医科大学附属病院	高槻市大学町2番7号	072-683-1221
後藤レディースクリニック	高槻市白梅町4-13 ジオ高槻ミュージEX 5F	072-683-8510

高槻市外の医療機関については、その所在地の管轄の都道府県もしくは政令指定都市、中核市が指定していれば高槻市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施指定医療機関とみなします。  
指定医療機関かどうか不明な場合は、事前にお問い合わせください。

## 申請に必要な書類等

### ●高槻市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書（様式第1号の1）

- 可能であれば申請書上部の捺印欄に申請者欄の印と同じものを押印してください。
- 申請書は申請回数ごとに1枚必要です。

### ●高槻市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書（同意書）（様式第1号の2）

- 様式の裏面に記載されている説明書をご夫婦でよくお読みのうえご記入・署名・押印してください。
- 同意書は申請回数ごとに1枚必要です。過去の助成回数は年度で合算せず、申請回数ごとにご記入ください。

〔 誤：①平成26年 300,000円 ⇒ 正：①平成26年 150,000円  
②平成26年 150,000円 〕

### ●高槻市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（様式第2号）〈指定医療機関記入〉

- 1回の治療（採卵準備のための投薬開始から、妊娠しているかどうかを確認した日又は医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日まで）の終了後に、受診した指定医療機関で証明を受けてください。
- 指定医療機関の主治医の指示に基づき、男性不妊治療手術を指定医療機関以外で行った場合は、その費用に係る領収書を指定医療機関に提出し、受診証明書に記載してもらってください。

### ●特定不妊治療に要した費用の領収書（原本）

「受診等証明書（様式第2号）」に証明を受けた金額・治療期間分のものをすべて。

### ●印鑑

#### \*所得に関する注意事項

所得制限を撤廃していますが、国の制度との兼ね合いにより所得額の確認を行っています。  
以下の方については所得額の確認ができませんので、以下のとおり必要な処理を行ってください。

#### ●収入がない方（専業主婦など）で申告をされていない方

市役所市民税課（総合センター1F 25番窓口）で収入がない等の申告を済ませておいてください。

#### ●1月1日（1～5月の申請は前年の1月1日）以降に高槻市に転入された方

夫婦それぞれの前年（1～5月の申請は前々年）の所得額及び控除額を証明する書類の提出が必要です。  
住民税課税証明書または住民税決定通知書をご用意ください。

例①：平成31年1月2日に高槻市に転入し、令和2年5月1日に申請する場合  
→平成31年度住民税課税（所得）証明書（平成30年の所得額を証明する書類）が必要

例②：令和2年1月2日に高槻市に転入し、令和2年6月1日に申請を行う場合  
→令和2年度住民税課税（所得）証明書（平成31年（令和元年）の所得額を証明する書類）が必要

《さらに、住所、続柄、所得などが確認できない場合は、証明書類の提出をお願いする場合があります。》

## 申請期限

- 助成の申請は、治療が終了した日（妊娠しているかどうかを確認した日又は医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日）の属する年度内（4月から翌年3月まで）とします。郵送の場合も同じく3月末必着です。
- ただし、3月末に治療が終了した場合は、治療の終了日から14日以内を申請期限とします。

## 申請方法

必要書類をすべて揃えて子ども保健課（子ども保健センター・西部地域保健センター）まで申請してください。  
申請は郵送でも可としますが、簡易書留などで郵送してください。  
申請書の日付は、必ず郵送をした日の日付を記入してください。  
なお、領収書の返送をご希望の方は、必要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。  
〈郵送先〉 〒569-0096 高槻市八丁畷町 12 番 5 号 子ども保健センター 子ども保健課宛

## 助成金の支給方法

助成が承認された場合、申請者本人に通知し、申請者の口座に助成金を振り込みます。  
配偶者の口座への振込みはできません。必ず申請者が名義人の口座をご記入ください。

## 支給申請の不承認、助成の取り消し

要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、不承認決定通知書を送付します。  
また、不正な手段をもって助成を受けた場合には、助成金を返還していただきます。

## 医療費控除について

原則、税務署に医療費控除の申告をする前に本助成金の申請を行い、本助成金の助成額を差し引いて医療費控除の申告をしてください。  
年度末に治療が終了する場合は、先に医療費控除の申告を行うこともできます（医療費控除の対象となるものは、その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費となります）。ただし、先に医療費控除の申告を行う場合でも、受け取る予定の助成額を差し引いて医療費控除の申告をしてください。受け取る予定の金額を差し引かず医療費控除の申告を行った場合は、後日修正申告が必要となりますのでご注意ください。

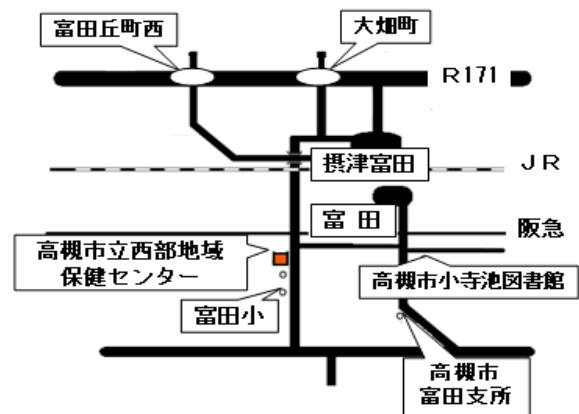
〈お問合せ・申請先〉

子ども未来部 子ども保健課



子ども保健センター

高槻市八丁畷町 12 番 5 号  
TEL : 072 - 648 - 3272  
FAX : 072 - 648 - 3274



西部地域保健センター

高槻市富田町 2 丁目 4 番 1 号  
TEL : 072 - 696 - 9460  
FAX : 072 - 696 - 9463